様式第１号：届出書

# 富士見通り地区地区計画運用基準届出書

届出日: 年 月 日

1 届出者

※該当するものを〇で囲む

く建築主＞【所有者・貸主・借主】 く設計者（または施工者）＞

住所　 住所

氏名　 氏名

電話番号　 電話番号

2 工事計画等の内容

工事（設置）場所

工事計画等の概要

着工予定日 年 月 日 竣工予定日 年 月 日

3 届出時の必要添付書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 必要添付書類 | 添付の有無 | 提出予定日 | 備考 |
| ① | 適合チェック表 |  |  | 様式第2号 |
| ② | 案内図 |  |  |  |
| ③ | 配置図 |  |  |  |
| ④ | 平面図 |  |  |  |
| ⑤ | 立面図(4面） |  |  |  |
| ⑥ | 看板・広告物意匠図 |  |  |  |

（※）①～⑤は、必ず添付してください。添付できない場合は、提出予定日を記入してください。

（※）⑥が「壁面看板」の場合は、⑤の立面図（掲出する面のみ）も添付してください。

（※）商業地区Aにおいては、「別記様式第11の2 地区計画の区域内における行為の届出」も提出してください。その場合は、②～⑥を省略できます。

**届出先**・**問合せ先**

福生市都市建設部　まちづくり計画課　計画係

〒197-8501　福生市本町5番地 　TEL042-551-1952　FAX042-551-0530

様式第2号：適合チェック表

# 富士見通り地区地区計画運用基準適合チェック表

建築計画、工事計画等が「富士見通り地区地区計画運用基準」に適合していることを照合確認し、

福生市都市建設部まちづくり計画課計画係へ提出してください。

1　対象敷地が次のどれに該当するかチェック　※以下の欄に☑

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 商業地区A内で富士見通りに直接面する敷地である | 第3のすべての運用基準と、第４の努力義務の1～3の適合をチェックしてください |
|  | 商業地区A内であるが富士見通りに直接面する敷地ではない | 第3の1（2）の運用基準と、第4の努力義務の2及び3の適合をチェックしてください |
|  | 商業地区A内ではない | 第4の努力義務の2～4の適合をチェックしてください |

※適合欄**への記入**の**仕方**

・適合している場合は「〇」、適合していない場合は「×」を記入

2　運用基準・努力義務の適合チェック

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第3　商業地区Aにおける地区整備計画の運用基準 | | 適合 | 備　考 |
| 1　建築物等の用途の制限 | | | |
| （1） | 1階の主たる部分の用途は、店舗・飲食店としている |  |  |
| （2） | 風営法に定める営業用途ではない |  |  |
| 2　建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限　※富士見通りに直接面して開口部や出入口を設けること | | | |
| （1） | 富士見通りから店舗や飲食店の中の様子が見えるようにしている |  |  |
| 出入口付近に、歓迎の意思を言葉等で表示している |  |  |
| 出入口付近は、夜間でも明るくしている |  |  |
| 建築物の形態や色彩その他意匠は、国際色豊かなにぎわいを創出している |  |  |
| （2） | 屋外広告物は、二言語以上の多言語表記している |  |  |
| 屋外広告物は、東京都屋外広告物条例に準拠している |  |  |
| （3） | 出入口は、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに準拠している |  |  |
| 3　垣又はさくの構造の制限 | | | |
| 生垣、フェンス等（基礎60・高さ150センチメートル以内）としている | |  |  |
|  | |  |  |
| 第4　地区計画区域全域におけるまちづくりの努力義務 | | 適合 | 備　考 |
| １　壁面後退 | | | |
| （1） | 富士見通りに面して、100平方メートルを超える敷地では、建築物1階部分の外壁を50センチメートル後退している |  |  |
| （2） | 壁面後退した部分は、歩道との段差をなくし、舗装材も一体化している |  |  |
| 2　敷地の分割 | | | |
| 敷地を分割する際は、敷地面積が100平方メートル以上である | |  |  |
| 3　防犯性の向上 | | | |
| 市道第1060号線周辺の店舗等の出入口では、ライティングや防犯カメラを設置している | |  |  |
| 4　道路沿いの緑化 | | | |
| 戸建て住宅や共同住宅では、道路沿いを緑化している | |  |  |